失対制度「廃止」の攻撃と労働者の闘い 一新たな「高齢者闘争」に向けて一

江口英一

はじめに

「1990年失業対策制度調査研究報告」は、 不当にも、今から、失対制度の存続はぎりぎり 5年だ(平成7年度まで)と公言し、報告に明 記した。労働省は30年にわたる失対打ち切り の総仕上げとして、全国的制度の廃止をもくろ んできたわけである。これに対してその打切り 反対を叫びつづけてきた全日自労建設一般労働 組合は、「30年にわたる失対打切りの攻撃を やりとげさせるのか、それをのりこえて仲間の 仕事と生活を守り、新たな就労対策への道をひ らくのか、まさに正念場」(第55回定期大会 議案、1991・2・17~19)だといい、 「新たな『3年闘争』でたたかいぬく」という 決意をはっきりと示している。

思うに、失対制度打切りをめぐる資本と労働 の深刻で(後述の調査報告で、九州でのこの 2、3年の自殺者とその経緯を記録しておいた) はげしいたたかいが、ある時は衆参両院での打 ちつづく徹夜審議(1971年)に象徴される ように、国全体の問題として争われてきたのは、 わが国の戦後労働政策とくに雇用政策全体が、 失対事業制度の打切りとつねにペアになり、労 働政策の路線変更をめぐって,失対打切り問題 を不可欠な要素として争われ,たたかわれてき たからである。早い話が,もともと失業対策事 業制度とは,たんに雇用を与え,肉体的に生き る最低の糧を与えるというものではない。たんに

「仕事」があればよいというものではない。そ れは法律に規定された権利として,雇用され, 公的な責任として労働が行われるものである。 それが「廃止」されるということは,このよう な日本の「労働権」にもとづく雇用保障制度が 失われるということで,それだけでも重大な意 味をもつものである。

思えば、失対事業制度は、一般に思われてい るより、私にいわせると、いろいろの重要な意 味をもってきたし、いまももっていると思う。 だいいち、失対制度によりあの困難な中で一家 の露命をつなぎ、その子供たちが立派にそだち 社会に出て、更にその子供たちがまた成長して いる。失対事業の歴史(1949・昭和24年 成立の緊急失業対策事業法による)40余年の 間、何等かの形でこの制度に依存して、今日あ る人びとは、おそらくかたくいって1千万人を 下るまい。しかも今日、当時の失対労働者とそ れほどかわらない生活最低限以下の生活者が約

400万世帯(全世帯の11%)は存在する (例えば厚生省国民生活基礎調査の非課税世帯) の量)ことが明らかな現在、失対事業制度はあ と5年で最終的に「廃止」されようとしている。 これはあらゆる意味で重大である。そこで、そ の最近の問題と、そのたたかいをかちぬいて、 労働組合はどうしようとしているのか、ごくア ウトラインを以下ではのべることにする。なお われわれは,のちにのべる90年制度検討の前. 昨年,まる1年をかけて北海道から九州まで全 国の失対労働者の状態をつぶさに歩き,調査し, これを分析し,公表した。『 賃金と社会保障』 1990年2月合併合,および8月下旬号であ る。それぞれの題名は「"人生80年時代"の 雇用政策を問う」および「『豊かな社会』の深 部を射ぬく失対『終息』=廃止政策 - 北九州 調査をふまえて 一 」である。参照していただ ければ幸いである。

I 今回の労働省「調査研究会報告」 により明らかになったこと

昨年11月30日, すでに7回目になるとい う「失業対策制度調査研究会」の,おそらくこ の系列の最終となるであろう,「報告」が出さ れた。「研究会」自身は,労働大臣の一つの私 的諮問機関でしかないのに,失対事業制度に ついての「調査研究報告」が,実際上,同制度 のあり方,内容,行政,さらにその存在そのも のまできめてしまうがごとく,ずっと私に思え てきたのは,まことに解せぬところであった。 それは政府・労働省の結局かくれ養だという ことになると承知はしているが,なかなか腑に おちないのだった。国会で審議され,法律で規 定され,公的に実施され,しかも国民生活の最 も重要な部分としての底辺的部分の労働と生活 を現にささえるこの制度が,4,5人の委員に よる一私的諮問機関でしかないこの「調査研究 会」の一片の「報告」によって,方向をかえら れたり内容をあちこち制限されたり,はてはそ の存在そのものが否定されたりするのを見ると, 国民生活,とくに底辺部分の労働・生活につい てわずかではあるが研究にたずさわって来たも のとしての私には,まことに心おだやかならぬ ものが,ずっとたまってきた。

そこへもってきて,全労連によって「科学的 な調査研究にもとずく報告とはとてもいえない もの」と評され、「現実に目をつぶる全く不当 な,調査研究の名に値しない」と抗議された昨 年11月末の先掲の, 第7回目の「調査研究報 告」である。「調査(し)研究(する)会」と いわれるものが「調査研究の名に値しない」と いわれたのではまことにさまにならない。それ はそれとしての「報告」はその第1の(3)で、失 対事業の「今後の5年間(平成3年度から7年 度まで)の暫定時実施はやむを得ない」 云々と いって組合(全日自労)のたたかいの前に後退 した。このことの意味は、もし失対事業を廃止 するとすれば,「調査研究会」が何といおうと, それは法律の廃止なのであるから、衆参両院の 議を経なければならない。それが前面に出てき てはっきりしてきたというわけである。その衆 参両院の審議とは、1971(昭和46)年中 高法による失対への新規就労の道を、何夜かの 徹夜論議を経て全く閉ざした時、妥協としてそ れがつけ加えられ改正案通過となった時の、衆 参両院のそれぞれの同趣旨の附帯決議をもふく めて、廃止のための審議を経なければならなら ないことがはっきりしてきたのだ。それはとう てい,いかに言辞を弄しても通過不可能だ ろう。その内容は、たとえば参議院の決議 では「1.現在失対事業に就労しているもの については、失対事業への就労によって維持

されてきたと同程度の生活内容が, 社会保障対 策や高年齢者の仕事に関する対策によって充実 されるようになるまでの間,引続き就労できる よう配慮すること」となっている。これが議会 で議論され,通過することは,失対労働者の賃 金・生活条件がよいのでなく,年金をはじめと する現在の日本の社会保障, 高齢者の雇用. 賃 金の低さから, 到底無理なことは誰でも分かっ ているからである。いま,1986年からの年 齢65歳への制限の具体化(「制度的首切り」) により失対を排除され,いわゆる「激変緩和」 と称して現在「任意就業事業」(月,10日就 労,賃金日額4,000円。月4万円。手当なし。 交通費その他一切なし。日雇健保喪失、高い保 険料の国民健保へうつることを強制。年金は国 民年金,月3万円以下)に就労する元失対就労 者の年収は年金その他すべていれて年間約100 万円, 失対就労時の年収200万円のわずか半 分,ほとんど生活保護者以下(生活保護受給に はきびしい制限があること周知であろう)であ ることは、しらべればすぐわかる事実の問題だ からである。

こうして失対就労は,法律化された適格者へ の権利として与えられたものであることが,名 実共に,今度の「調査研究報告」をめぐる闘い の中で明らかとなり,また自覚化されてきたの であった。ところが「報告」は先出の文言のす ぐ次に「これを超えて(いまから5年をこえて) さらに失業対策事業を継続して実施すべきでは ないと考える」とのべているが,それをいまか らいうのは,何の根拠があっていえるのか。5 年後というならその時の国会の決議事項であり, その時はっきりと,議会で議論されるべきであ ることが,今やはっきりしてきたのである。

もともとこのように権利として,国の責任と して雇用を保障するということは,保障される

べき人すなわち失業者がいて, そこへ, そのため 必要な資金を供給するということである。それ は事業,仕事がまずあって、人に対して仕事が与 えられるといった、たとえば事業団のような、あ るいはそれぞれ利潤目あての事業をやっている 民間会社の事業に対し補助金を給付して,雇用, 就労をお願いするのとは,根本的にちがうので ある。利潤原理でうごく私的企業は、もともと 自分に必要な量と質の雇用しか受入れないのは 目にみえている。この点については項をあらた めてふれたいが,その前に,現在小規模現場問 題として,失対就労者が5人,10人といった 現場に資金を流さず、事実上失対廃止に導こう とする,上述のような憲法による労働権に反す ると同時に,あまりにもミミッチイ,日本的な 弱い者いじめの行政がとられようとしている。 年齢制限の強行のもとで、このままでも、失対 就労者は5年すれば、おそらく全国で3.000 名くらいに減少するのであろう。それをそのよ うな小細工で、もっとへらそうというのである。 湾岸戦争でアメリカのいいなりに90億ドルを ポンとだすといったために,このようなまこと に「もった茶腕を腕から払いおとす」に似た, まことにケチクサイ"いじめ"の日本的行政が. それとペアになって現実にすすんでいる。

I 雇用保障政策の削減から雇用そのものの否定政策へ

ー これまでの「調査研究会報告」 の流れに沿いつつ —

もともと、労働省が自民党政府の経済政策の 支えとして、そのワク内で具体的に展開してき た雇用にかかわる労働政策は、失業対策事業 「打切り」に結局帰着していった、「失業対策 制度調査研究会報告」の答申内容と、いわば 「あざなえる縄」のごとく、裏腹となって展開

してきたように,私には思える。それほど失対事業 制度というのは重い意味を,戦後日本の雇用政 策の中で,もってきたように私には見える。それ は戦後日本の雇用保障政策の一つとして、重要 な意味をもち,戦後日本独占の雇用=労働力政 策と正面からぶつかるものとして発展して,きた からである。もちろん失業対策事業は、その出 発のはじめは,戦後大量失業と貧困に対する弥 総的慈恵的施策として創出されたものであった。 ところがこの制度により、日々の糧をやっと得 ることが出来た人びと, すなわち戦後失業者・ 貧困者は,この制度の内容を,その名にふさわし く充実するため,労働組合(全日本自由労働組 合)をつくり、この制度をまがりなりに、日本 の庶民=底辺の, 雇用=生活を保障する制度と して、それなりに充実させていったのであった。 法律に規定されたこの制度による雇用,そして その賃金は、あまりに低い日本の最低賃金制の 水準をこえることになり,当時開始された労働 力流動化政策と真向からぶつかることとなった のだ。

そこでその直後,1963年(昭昭38)年 にその入口が,炭坑地帯などをのぞき,かなり しめられてしまった。その直前の1962年, 「失業対策調査研究会」は第1回目の「調査研 究報告」を出す。この「報告」は失対事業を, 要するに2つに分け,労働能力の高い部分と低 い高齢者対策といったものに分けようという。 1963年の法改正はその62年の「研究会報 告」にもとづくものであり,失業対策としての 失対事業を政府は労働力政策をになうものたら しめるため,職業訓練をその内容とする「就職 促進の措置」を経てなおかつ職が得られない失 業者のみを,失対事業の適格者として,受入れ るというものであった。この時点は高度経済成 長政策と,それを基礎づける労働力流動化政策

が出発した時期であり、いずれにしても雇用保 障政策としての失対事業は、その就労者が流出 すること, 流入しないことにより, 5年ぐらい の間に事実上消滅するだろうと考えられたので あった。なぜなら失対事業賃金の低さ, 高度経 済成長による雇用の増大により,失対労働者= 失業者はここに止まっていないだろうと政策担 当者とそれに同調する研究者側は考えたからであ る。けれども現実はまさに逆で, 高度成長下で の一般産業雇用の不安定さと賃金の低劣さ、社 会保障の低位さ,外側の分野での労働の強度化 などにより,目に見えて流出していくことは, ほとんどなかったのである。これを政府、労働 省、および「調査研究会」は「滞溜」ときめつ けた。そして以後30年間にわたり, 雇用保障 政策としての失対事業は存続してきた。失対労 働者はたしかに今日先にのべた「任就就労者」 をふくめて1万7,000人であり,ほとんど最 盛時の何十分の1に減少しているとはいえ,小 論前項においてのべたような位置づけにおいて, いまも新しい今日的な雇用保障の道を求めて, 労働者はたたかおうとし、またたたかいつつあ るわけである。

この30年間の「調査研究会報告」と失対事 業の変遷,それと裏腹をなして進む政府のいわ ゆる雇用政策の,大きな転換をふくむ流れのく わしい道すじを,この小文の範囲の中で描くわ けにはいかない。そこで以下では大まかな転機 となるものと,その特徴についてだけのべたい。

はじめにふれなければならないのは,1970

(昭和45)年の「報告」である。この「報告」 は既出の約10年前の1962年「報告」の延 長線上にあるもので,労働力政策としての失業 政策としては,いまや「公共事業吸収方式」た る失対事業によらず,その門を完全にとざし, 民間企業の雇用によるべきであるとし,その方

向へと失業者を流動させるべき考え方を,提言 したのであった。この考えの前提には日本の失 業がいわゆる「潜在失業」の形をとり、また失 業と貧困の量が膨大であることが、忘れさられ、 いつのまにか過少評価されていると私は思う。 「ノド元すぎれば熱さ忘るる」というべきとり かえしのつかないあやまりが, そこにはあった ように私は思う。それはそれとしてその翌年. 1971 (昭和46)年,「中高年齢者等の就 職促進に関する特別措置法」(中高法)が議会 に提出された。すでにのべたように, それは妥 協案として既述の内容の附帯決議により、ひと ことでいえば、現在失対に登録されているもの は,いわば死ぬまで働いてよいという附帯決議 をつけて、「中高法」はむりやり通過したので あった。このとき失対への入口を閉ざすかわり に,民間に求職者を流すためということで,高 年齢労働者,身障者等への民間会社の一定の雇 用率を,法律的に強制する政策がとられ、その 意味では雇用保障政策としての性格をある程度 保持する政策を、この国はまだもっていたとい い得た。

しかし「雇用率」の法的強制もどの程度守られ たかはうたがわしいし、その後のちにのべる 1986(昭和61)年「高年齢者等の雇用の 安定に関する法律」が定められる時には、その 法的強制ははずされ、単なる「努力目標」とさ れ、消えていった。それは消えていったばかり ではない。雇用政策の中に企業への補助金給付 の政策が、ドイッなどの雇用税ということなら 私もきいたことはあるが、反対に企業に公金を 労働力その使用に対して与える政策が、労働省 の雇用にまつわる政策としてその後、いろいろ の形で、雨後の筍のように生まれてきた。その間 には、1975(昭和50)年の失業保険の衣 がえ、雇用保険法の創出が介在する。それは雇

用保険法の事業としての「雇用安定事業」の設 定を期として発展してきたもので、今日たとえ ば労働省の企業主用の宣伝パンフ『雇用の安定 のために ― 事業主の方への給付金のご案内 一 』 (平成2年度版)によると、それらは大 きな分野として23分野に分かれ,それが更に各種 の場合にいくつにも細分化されて,これではま さに労働省の係官ですら、コンピューターがお ぼえている以外おぼえられないだろうと思われ るほどである。そして最もいけないことは、そ の効果が分からず、公表もされないことである。 その給付された金額さえ,きちんと精密に示さ れていないことである。そして止められた失対 事業への就業に即していえば,いま,「高年齢 者多数雇用奨励金」とか定年到達者への「継続 雇用奨励金」などといった制度があるというが、 (労働省『高年齢者の雇用をすすめるために』 • 平成2年版), もちろんこれらははじめられ てまだ1年くらいでその結果は分からない。た だ重要なことは雇用された高年齢者の賃金が、 企業主への補助金給付と引きかえに、引きさげ られてはならないとは書いてない。高齢者の賃 金はいっそう引き下げられるかもしれない。こ ういった点をふくめての効果ということでは, どうであろうか。

そもそも利潤を中心に,複雑な企業経営を行 う資本家的経営が,人を雇う場合,自己の都合 の範囲をこえて,補助金が給付されようと,人 を雇うことがありうるだろうか。まして企業の 都合でなく,雇われるべき,そして生活をかか える人の立場で,雇用をきめるとは,常識ある ものには考えられない。そして公金としての補 助金が給付されているということは,雇われる 側にはおそらく公表されまい。それは,労働権 にもとづく法による失対事業への就労とは,天 と地のへだたりがある。このような雇用は,雇

- 48 -

用のきっかけを与え,ある程度促進するという 意味はあっても,雇用を保障する雇用保障政策 の中には,本来的には入らないだろう。雇用保 障政策はその柱を完全に失ったのである。

さてもとに話の筋をもどせば, こうして 1970(昭和45)年「報告」の理論的基礎 の上に71年の法改正がおこなわれ,その後附 帯決議によって失対事業就労者は、新規流入は ないまま増加せず,しかし高度経済成長にもか かわらず外側の労働条件の劣悪さから, いっこ う減少せず,この時点で9万5千人を数えた。 80(昭和55)年「調査研究会報告」は、い まや失対事業は, 附帯決議の存在にかかわらず, 労働力政策としてかなり離れているとし、この 時点で,いまや「終息」の時となったという。 そして65歳年齢制限をいい、ただそれは5年 後にまで余裕をもとうという。 そして次の85(昭 和60)年「調査研究報告」により,年齢線引 き=制度的首切りが具体化されてくることにな る。この80年代は、周知のように中曽根=臨 調行革路線が吹き荒れた時期であることは周知 のところである。85年で失対就労者は6万 1,000人強であった。86年から、首切りは 具体化され、この1年に3万3,000人に減少、 昨年の90年には1万人強となった。

この首切りが具体化されはじめた86 (昭和 61)年,「高年齢者等の雇用の安定に関する 法律」が制定され、90年「調査研究会報告」 は、その第1の(3)の前段で、この法律が制定施行 され、「高年齢者の雇用就業をめぐる諸対策が 着実な進展を見せている」といっているが、こ の法律で実施された大きな施策は、なかんずく 「シルバー人材センター」だけであった。ここでの 就業は、「雇用」=やとわれの形態を取らず、 単なる任意の臨時的就業にすぎない。そこで得 られる報酬は、賃金とは呼ばれず、任意の請負 による分配金とよばれるものである。そしていわゆ る「生きがい」のための労働だというのである。 したがって生活のために仕事を求める人は、今 日のところ、この施策にはなじまないというの である。ところが実際上ここで就労する人の中 には、多くの生活のために働くという高年齢労 働者が、現実に存在するのである。すなわち雇用 労働として働き、生活せねばならない低所得労 働者にとって、「雇用」そのものを否定されて いるということである。

こうしてシルバーはその法律の名前にある 「雇用の安定」には値しないものであり,反対 に「雇用」を拒否し,否定するものとなってい る。労働省はシルバー就労者が集まって集団的 にその要求をすることを,それは雇用された労 働者でないからということで,交渉を拒否する ようシルバーの事務当局者に通達を送っている という事実がある。いずれにしても,このよう にして,労働省の雇用政策は,「雇用」そのも のを否定する政策となり,雇用の保障からその 消滅へ,更にいわばその積極的否定に進んでい るといってもまちがいはないであろう。

これには65歳以上の雇用労働者に雇用保険 の適用を除外し,最賃制度の業種別最低賃金を 適用しない今日の雇用,労働政策が附加されて いる。先にのべた「補助金」制度も65歳以上 には適用されない。これは「雇用」政策の積極 的否定に他ならない。

失対制度の打切りはこうして,「雇用」政策 の否定をともないつつ,今日にいたっている。

■ 新たな雇用・就業保障闘争 =「高齢者闘争」への出発

さて,全労連第4回臨時大会(1991・1・29, 30)の『秋季闘争の総括と91春闘方針の補 強』を見ると,「7,高齢者に安定した雇用と 就労の保障をめざす当面の重要政策(要綱)」と あり(同書59頁),その中で,今日の技術革 新,合理化の広がりの中で,パート,派遣,請 負,アルバイトなどの不安定雇用労働者はもち ろん,正規労働者においても「このまま年をと ったらどうなるのだろう」という不安が,雇用 の形態や従業上の地位,年齢などをとわず全労 働者をおおい,「高齢者の雇用・就労保障の確 立は,高齢者ばかりか,すべての労働者の"人 間らしい労働と生活"保障を実現させる共通の, しかもさし迫った要求である。全労連はここに 掲げた諸要求実現をめざし,こうした立場から 全力をあげて奮闘することを呼びかけるもので ある」と宣言している。

小論でこれまで考察してきた雇用保障政策に かかわることは,別に高年齢労働者だけの問題 ではない。しかしこれまで見てきたように,全 体の雇用保障政策の支柱的政策としての失対事 業が,支配階級から総攻撃をうけ,それに主と して失対事業就労者で形成された全日自労建設 一般が中心となり、その防衛のためのたたかいが、 40年近くつづけられる中で、その人々もいま や高年齢化してきた。こうして失対事業をめぐ る闘争,雇用保障政策をめぐるたたかいは,現 実的・具体的には,一つは中心を高年齢労働者 の生活を守る「高齢者闘争」という形におき, そこから新しい闘いをきずきあげざるを得ない。 それが現実的であり, またそれは先に引用し た全労連のいうように, きびしい今日の情勢下 の全労働者の共通の問題として、提起されうる 問題となってきたのである。

そういうなかで,昨年暮れ,全日自労は,12 月12,13日,「高齢者闘争交流対策会議」 を熱海で開き,既出の90年制度検討の「調査 研究報告」が出されてからはじめての,これか らの運動方針の新しい討議の機会を,そのよう な形で持ったのであった。その「討議要綱」の 「はじめに」にはこのようにのべられていた。 悲壮感さえ感じられるその文章は次のようであ る。

「失対制度検討の結果をふまえて, 高齢者, 失業者のたたかいと組織化,高齢者の大運動を, 決意を新たに前進させることが,待ったなしの 緊急の課題となっています。失対終息の攻撃が きびしくすすめられ,そこでの主体的な力量が 大幅な後退を余儀なくさせられているなかで, 高齢者,失業者のたたかいのいっそうの前進を かちとらなければならないわけで,その困難は 少なくありません。と同時に私たちはこれまで の失対打切り反対闘争、それに結びついた失業 者闘争,任就切れ(任意就業事業就労期間切れ) 対策のたたかいなどのなかで、失対の枠をこえ た高齢者の運動と組織化の前進をかちとってい ます。また高齢者大会の運動や年金者組合をは じめ,高齢者運動が広がりすすんでいます。そ の基礎には、高齢者の問題をめぐる情勢の発展 があります。こうした諸条件をつかみ、なんと しても高齢者の仕事を中心としたたたかいと組 織の前進をかちとらなければなりません。…」

(「要綱」1頁)。

要するに,全日自労は失対打切り反対闘争か ら出発して,未組織下積み高年齢者のたたかい へという線から,ある意味でその考えをかえて, いうならばさらに大きな下積み高年齢者の生活 活と労働を守る「高齢者運動」へと出発し,雇 用,就労をめぐるたたかいの分野を全日自労は 主に担いつつ,新しい闘いの道をすすめようと いうのである。

それでは「高齢者」とは何か。それはいかな る状態にあるのか。いま失対労働者のすべてを 合算(賃金,手当,日雇失業給付,交通費等) して年収200万円とすると,厚生省「国民生

活基礎調査」によれば、高齢者(65歳以上) の約半分は、それ以下の世帯収入の、決して楽 ではない生活の中で暮らしている。要するに高 齢者の大半は国民の最低辺を形成している代表 である。その高齢者は1985(昭和60)年 国調では1,246万人。その2割は病気。虚弱 などとして,普通の健常者は997万人。この約 1千万人の4、5割は低年金の下,現に働いているか 仕事を求めているとして,他は家庭の中その他で. 多くは家事の分担など、広い意味で生産的な労働 にかかわっている。共働き世帯での家事を分担 する老人などを考えるがよい。こうして65歳 以上で,雇用保険さえ適用を排除され,高齢者 雇用の企業への補助金政策にものせて貰えない 実際上の高年齢労働者を半分以上ふくみ、いそ がしく毎日の日常雑事をこなして生きている, 低生活(2分の1は年収200万円以下世帯) の1千万におよぶ高齢者達は,広い意味の労働 者階級の一員でなくて何であろう。まして彼ら の多くは、名実共の労働組合員のOBである。 このように考えると,たしかに多くの困難な反 対要因はあるが,「高齢者闘争」はこれから根 のようによく広がる必然性をもち,そしていわば 著しく階級闘争的な性格をそなえつつ. 具体的 にたたかわれていく可能性を豊かに秘めている ものといえる。

このような基礎の上に,「高齢者闘争」は, ある意味でその第一歩として,これまで長い間 つづいてきた雇用保障をめぐる闘いの中で,あ らためて新しい形の雇用・就業保障を,いいか えれば新しい高齢者就業対策を,追及するたたか いとして進められる必然性がある。この「要綱」 によると,それはたとえば高齢者就業センター 方式による「高齢者就労事業」を,国の制度と してつくり上げることだというのである。たし かに高齢者の中心には,すでにふれたように常時,

そしてフルに外に出て働くことを欲しない層も ある。またそれとは別に低年金の中で、生活の ために、フルに働かなければならぬ層もある。 これらは言葉は何といっても,今日の社会では 雇用(やとわれ)形態をとりながら働くという ことである。たとえば、すでにみた86年の 「高年齢者等の雇用の安定に関する法律」によ り全国的となって広げられたシルバー人材セン ターの労働の中に、このようないくつかの形の就 業形態をつくり,大きくは「高齢者就業センタ - |を中心に、全体は運営されるということであ る。この就労事業制度のもとでは,労働保険, 社会保障等労働者としての権利,諸制度の適用 をみとめ、高齢者の労働における最低以下の極 度の低賃金や不安定雇用, 就業をおさえる歯止 めとしていくといったぐあいである。このよう なやり方は、今日おこなわれている「シルバー人 材センター |の拡充によっておこなうことができ るというのであり, すでに現実のたたかいの中 で,いくつかの地域でその萌芽の創出が見られ るというのである。もちろんいまのところ、こ のような方向は当局の側から強い反対があり、 現実はなかなか困難な道を歩んでいるのが現状 である。ただ現実のシルバーは今日, 就業実人 員は1989 (平成元) 年度で約15万人,年 齢は70歳以上が4割弱,60代後半が3割強 ということである。約半分は軽作業であり、こ の場合の収入(分配金という)は1日3,759 円, 就労日数は1ヶ月9日程度ということであ る。この人々は自立した国員ということで、現 実は、もちろん労働保険、たとえば雇用保険な どは適用されない。これらはまた, さまざまな 名称でよばれる高齢者事業団をもふくめて考え うるであろう全日自労の『高齢者事業団現状報 告』によると、1990年12月現在で全国21 の高齢者事業団の団員数、その他が報告されて

いる。

ただ高齢者生活の場合,一つはその生活の基礎として,年金,医療(給付と出費),住宅(家 賃などをふくめて)その他は,いわば全体とし て相互補完的であり,またどの要因もそれぞれ 不可欠的な性格のものである。これらが同じよ うに追及されなければならないことはもちろん であり,その意味では,「就労センター」は 「就労と福祉センター」に拡大されなければな らないことは明らかである。

もともと高齢者は,その人の人生をとってみ れば,これから何かをなそうというのではなく, 逆にさまざまないわば重荷から解放され,自由 にのびのびと生きるというのが,その大方の目標 であろう。別に「豊かな」ぜいたくをと願うわ

けでもあるまい。しかしながら、すでにのべた ように, 高齢であればある程家庭の中に入りこ み、しかもその中で、案外いそがしいのが高齢者 の日々であろう。しかも日本のような低年金の 中ではそれすら出来ず,外へ働きに出なければ ならぬ高齢者も広範にいる。こういう場合, 「高齢者闘争」のための組織の形成や活動は大 変困難をともなうことも明らかなのである。し たがって現役の組織労働者が自分達の将来であ るという意味をふくめて,大いに支えとなって いくことが不可欠である。まして,1000万 の健常な高齢者の2分の1が年額200万円以 下の失対以下のまずしい生活の中に、 生きてい ることは経済大国日本において許せないことで ある。 (理事•中央大学名誉教授)

--<前号の訂正のお知らせ>-

「労働総研クォータリー」前号(創刊号) の「労働者派遣事業」「ILO(夜業)問題」ブロジェクト報告の「まえがき」(41 頁)に重要な誤りがありましたので,下記のように訂正します。

「ILO(夜業)問題」プロジェクトの 構成,永山利和常任理事,松尾邦之(早稲 田大学法学部講師),斉藤周(早稲田大学法 学部研究科)の次の「および全労連国際局, 調査・政策局,国民運動局,婦人局,研究 所事務局。なおこれに関係産別組織から新 聞労連,日本医労連,国公労連等が研究に 参加した。」を削除。

「労働者派遣事業」フロジェクトの構成, 加藤佑治常任理事,三富紀敬常任理事,長 井偉訓(静岡県立短期大学助教授),中山 徹(高千穂商科短期大学講師)の次の「お よび全労連調査・政策局,国民運動局,研 究所事務局で構成。これに全建総連,国公 労連等の産別が協力した。」を削除。